

令和7年3月18日

第21回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第21回総会議事録

1. 日 時 令和7年3月18日(火) 午後2時00分

2. 会 場 市民センター 3階 303会議室

3. 出席委員 22名

4. 出席の委員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 栗原 武弘  | 2番 佐藤 國夫  | 3番 柴山 栄重  |
| 4番 後藤 洋二  | 5番 中村 謙一  | 6番 野崎 俊幸  |
| 7番 山岸由美子  | 8番 浪岡 真澄  | 9番 曳地 正人  |
| 10番 油井 妙子 | 11番 菅野 秀夫 | 12番 菅野 善晴 |
| 13番 菱沼寿美恵 | 14番 渡邊 正芳 | 15番 安齋 昭通 |
| 17番 古関 恵子 | 18番 柴田 徳男 | 19番 武田 勇夫 |
| 20番 齋藤 貴裕 | 21番 半澤 幹夫 | 23番 佐藤 裕一 |
| 24番 玉根 吉光 |           |           |

5. 欠席の委員 16番 尾形 寅昭 22番 阿部 哲也

6. 事務局の出席者

|         |        |          |       |
|---------|--------|----------|-------|
| 事務局 長   | 阿藤 裕之  |          |       |
| 次長兼農地係長 | 阿部 三起夫 | 主 査      | 小針 道理 |
| 庶務係長    | 丹治 薫   | 会計年度任用職員 | 野田 博美 |

### 議案の内容

- 第1号 農地等の買受適格証明願出(農地法第3条関係)について
- 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第5号 現況確認証明願出について
- 第6号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第7号 福島市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局長 | ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 会長   | (会長から開催に先立ちあいさつ)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局長 | それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長   | それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 次長   | 16番 尾形 寅昭委員、22番 阿部 哲也委員より欠席の旨、届出がありました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長   | 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第21回総会を開催いたします。<br>福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員を、議長より指名させていただきます。<br>11番：菅野秀夫委員、23番：佐藤裕一委員を指名いたします。<br>なお、本日の会議書記には事務局職員の小針主査を指名いたします。<br>福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。<br>会期は、本日午後4時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕 |
| 議長   | ご異議ございませんので、会期は本日午後4時までと決定いたします。<br>議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 次長   | 【議案第1号から報告までを上程する。(245件)】<br>合計245件、令和7年3月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長   | 議案第1号について事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 次長   | 議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地等の買受適格証明願出(農地法第3条関係)についての案件は、耕作の目的で農地の競売に参加するための証明願出3件です。<br>農地法第3条第2項各号には該当しておらず、農地取得の許可条件をすべて満たすものと考えます。なお、買受適格証明願出があった場合、改めて農地法第3条もしくは第5条の議案とはいたしませんので、買受適格の有無を判断する中でのご審議をお願いいたします。<br>区域番号4番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。                                                              |
| 議長   | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 14番  | 議長14番(発言を求める。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長   | 渡邊委員(発言を許可する。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 14番  | それでは、整理番号1番から3番までの申請については、それぞれ農業に意欲をもって取り組んでいる方でございまして、適格であると区域協議会では判断いたしました。以上です。                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長   | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長   | それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。また、競売の落札者から農地法第3条の許可申請があり、その申請内容が本日の審査時と事情が異なっていない場合は、速やかに許可処分を行うことも併せておはかりいたします。<br>ご意見、ご異議ございませんか。                                                                                                                                                                                                |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議長 | 異議なしと認め、議案第1号 農地等の買受適格証明願出（農地法第3条関係）について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり決定いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|    | 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 次長 | 議案書の3ページをご覧ください。議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転12件、賃貸借権設定8件、計20件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|    | 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長 | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 3番 | 議長3番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長 | 柴山委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 3番 | 整理番号1番について説明いたします。譲渡人は、高齢により耕作できないため、以前より譲受人に貸しておりました。譲受人が職場などにも販売出荷を目的として行うために、今回、新たに3条申請をするものです。以前から保安全管理もなされており、区域協議会では、問題ないものと判断いたしましたので、よろしくご審議お願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長 | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|    | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議長 | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 次長 | 区域番号2番、整理番号2番から5番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長 | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 7番 | 議長7番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長 | 山岸委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 7番 | 整理番号2番から5番について説明いたします。整理番号2番については、譲渡人は80代で高齢のため、農地処分ということで、譲受人に買ってもらえないかと話しをしたところ、譲受人から要望をいただきまして所有権を移転するものです。譲受人の息子も農業に携わっていくとのことで、問題なく耕作していけると思います。整理番号3番ですが、譲渡人は高齢で野菜作りが困難なため、自作地続きの譲渡人の畑を所有権移転するものです。譲受人はモモ、りんご、野菜と数多く栽培されています。申請地は現在整地されており、ここに野菜を作る予定で、きちんと耕作されると思いますので、問題はないと思います。整理番号4番について、譲渡人は亡くなった兄が耕作していた畑を管理していましたが、ハウスに通作路がないため自作地続きの譲受人に所有権移転するものです。現在譲受人はモモの栽培をしており、今回の畑にもモモの栽培をする予定です。労働力については、子の夫婦にも手伝ってもらっているということなので問題ないと思われます。整理番号5番について、譲渡人は県外に住んでいて、現在空き家になっている家を、畑付きで売るということで不動産屋の仲介があり、譲受人は空き家を購入したということで、畑を耕作するということです。不動産屋からは、畑の価格はなく、贈与という形になりました。譲受人は、イチジク、ブルーベリー、ラズベリー等の作付けを予定し、様子を見ていくということで、問題ないという判断をいた |

しました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 4ページ区域番号3番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 浪岡委員（発言を許可する。）

8番 整理番号6番、7番について説明いたします。整理番号6番については、この場所は斜面で、譲渡人の方も持て余していた土地なのですが、耕作に便利な土地ということで、譲受人の方がこの場所でキュウリとかミョウガが作れるのではないかとということでの所有権移転の申請です。整理番号7番については、譲受人の方は、果樹の苗木を生産・販売しているということです。連作障害が起き、かなり広い土地を順番に使うことになるため、面積が欲しいということで今回の所有権移転申請となります。区域協議会としては問題なしと判断しましたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号8番から5ページ11番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 渡邊委員（発言を許可する。）

14番 整理番号8番から11番までの説明を行います。整理番号8番については、譲受人は40代で、昨年新規就農し頑張っている方で、賃借権の設定です。整理番号9番については、譲渡人が高齢になり、畑には柿や栗が植えられていて、譲渡したいと思っていたところ、譲受人が受けることになる所有権移転です。整理番号10番については、譲受人の妻はかなりキュウリについて詳しいということで、この土地を借りてキュウリを作りたいということです。整理番号11番については、譲受人はキュウリを作るということで、今回の賃貸借権設定になったものです。区域協議会としましては、問題ないものと判断いたしましたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号12番から6ページ16番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明並びに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 武田委員（発言を許可する。）

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 19番 | <p>整理番号12番から16番まで説明します。整理番号12番については、譲受人が前に借りていた方から引き継いで行うという案件です。場所は東北本線の近くで、区域協議会では問題はないと判断いたしましたので、よろしくお願いします。整理番号13番については、周りが全部この譲受人の土地で、ここに追加して耕作するとのことで、問題ないと思います。整理番号14番については、譲受人の前に借りていた方が亡くなり、譲受人が引き続き耕作をするということになりました。整理番号15番については、譲渡人は高齢で、この場所は水の便が非常に悪いところです。水を入れてこの土地を耕作することを前提に、畑にしていきたいという話になっています。整理番号16番については、現在保全管理状態で、それを譲り受けて耕作するとのことで、区域協議会では妥当ではないかという話になりました。ご審議よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長  | <p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長  | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 次長  | 区域番号6番、整理番号17番1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | 調査結果、補足説明並びに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 21番 | 議長21番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長  | 半澤委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 21番 | <p>譲渡人は高齢でありまして、譲受人がスイートコーン、ミニトマトなど自家消費栽培のために所有権を移転するものです。譲受人は農業に対する意欲があり、区域協議会といたしましては、問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長  | <p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長  | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 次長  | 区域番号7番、整理番号18番から20番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長  | 調査結果、補足説明並びに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 24番 | 議長24番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長  | 玉根委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 24番 | <p>整理番号18番については、整理番号19番の姉が譲受人であり、整理番号19番については、整理番号18番の妹が譲受人で外国籍です。2人で協力しながらキュウリを栽培する計画です。整理番号20番については、自作地付近の農地をこれまで基盤法で借りていましたが、この度、所有権を移転する案件です。問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 23番 | 議長23番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長  | 佐藤委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 23番 | <p>補足いたします。整理番号18番と19番は、別人という発言がありましたが、同じ人です。姉が譲受人で日本国籍の方であり、外国籍の妹と一緒に手伝って耕作するということです。先程の説明は間違っていました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | 訂正がありましたが、只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                          |
| 議長  | それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                        |
| 議長  | 異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から20番までの20件、原案のとおり許可と決定いたします。<br>次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                |
| 次長  | 議案書の7ページをご覧ください。<br>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転4件、使用貸借権設定2件、計6件の許可申請で、市処分案件です。<br>いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。<br>区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。<br>宜しく願いいたします。 |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                |
| 3番  | 議長3番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長  | 柴山委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                             |
| 3番  | 譲渡人と譲受人は親子関係ですが、農地に住宅を建設する目的で申請するものであります。<br>第3種農地として周辺農地に影響を及ぼす心配もないことから、区域協議会では問題は無いと判断いたしましたので、ご審議よろしく願いいたします。                                                                                                                                          |
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                             |
| 次長  | 区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。<br>宜しく願いいたします。                                                                                                                                                                                                     |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                |
| 8番  | 議長8番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長  | 浪岡委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                             |
| 8番  | 整理番号2番についてご説明いたします。譲受人は譲渡人の家族の知り合いで、第1種農地ですが都市計画法によって、この転用はクリアしていますので、区域協議会としては問題ないと判断しましたので、ご審議のほどよろしく願います。                                                                                                                                               |
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                             |
| 次長  | 区域番号4番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。<br>宜しく願いいたします。                                                                                                                                                                                                     |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                |
| 14番 | 議長14番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                             |

|     |                                                                                                                                                                                |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | 渡邊委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                 |
| 14番 | 整理番号3番についてご説明いたします。場所的には山の上にある中学校の近くで、周りに畑等もありますが、手入れが行き届いていないようです。今回、区域協議会では所有権移転ということで許可することを判断いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。<br>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                        |
| 議長  | 〔「異議なし」の声〕<br>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。                                                                                                                                   |
| 議長  | 区域番号6番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。                                                                                                                                        |
| 次長  | 宜しくをお願いいたします。<br>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                   |
| 議長  | 議長21番（発言を求める。）                                                                                                                                                                 |
| 21番 | 半澤委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                 |
| 議長  | 整理番号4番についてご説明申し上げます。譲受人は譲渡人の長女の夫で、分家住宅敷地にするものであり、周辺農地に影響はなく、区域協議会といたしましては、問題なしと判断をしました。ご審議をよろしく願います。                                                                           |
| 21番 | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                      |
| 議長  | 〔「異議なし」の声〕<br>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                     |
| 議長  | 区域番号7番、整理番号5番及び8ページ6番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。宜しくをお願いいたします。                                                                                                                   |
| 次長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                    |
| 議長  | 議長24番（発言を求める。）                                                                                                                                                                 |
| 24番 | 玉根委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                 |
| 議長  | 整理番号5番について説明いたします。夫の実家から土地を借りて、分家住宅として転用する案件です。問題ないと区域協議会では判断いたしました。整理番号6番につきましては、追認の案件です。今までこの神社の参拝者用の露天駐車場として使用していたのですが、今回、所有権を移転しながら、正式に農地転用の許可を得るために申請がありました。ご審議をよろしく願います。 |
| 24番 | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                      |
| 議長  | 〔「異議なし」の声〕<br>それでは、簡易採決により議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。                                                                                                                           |
| 議長  | ご意見、ご異議ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                  |
| 議長  | 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から6番までの6件、原案のとおり許可と決定いたします。<br>次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。<br>議案書の9ページをご覧ください。                                                  |
| 次長  | 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業の操業期間を変更し継続施工するための変更承認申請2件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」の                                                    |

|     |                                                                                                                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | とおり、変更の要件をすべて満たすものと考えます。                                                                                                                                                |
|     | 区域番号7番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。宜しく願いいたします。                                                                                                                  |
|     | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                             |
| 議長  | 議長24番（発言を求める。）                                                                                                                                                          |
| 24番 | 玉根委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                          |
| 議長  | 整理番号1番及び2番につきまして、一時転用による露天資材置き場の期間を延長する案件                                                                                                                               |
| 24番 | です。送電線の埋設工事を行っていますが、予定より工事が進まないため、3月で完了する予定だったところ、6月までかかる見通しとなったことから変更の申請があり、区域協議会では問題なしと判断いたします。ご審議をよろしく願います。                                                          |
|     | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                               |
| 議長  | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                              |
|     | それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。                                                                                                                  |
| 議長  | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                              |
| 議長  | 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり承認と決定いたします。次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。                                                          |
| 次長  | 議案書の10ページをご覧ください。議案第5号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。                |
|     | 区域番号2番、整理番号1番から11ページ6番までの6件、詳細は別添「調査書」のとおりです。宜しく願いいたします。                                                                                                                |
|     | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                             |
| 議長  | 議長7番（発言を求める。）                                                                                                                                                           |
| 7番  | 山岸委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                          |
| 議長  | 整理番号1番から6番までの説明をいたします。大笹生の大平地区というところで、申請者は高齢及び鳥獣害のため長年耕作を放棄し、現在に至っています。去年の10月8日、9日の2日間で、北福島区域の委員を班別に分けて現地を確認いたしました。すでに山林化しており、農地に戻すことは困難であると判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。 |
|     | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                               |
| 議長  | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                              |
|     | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                            |
| 議長  | 区域番号4番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。                                                                                                                                 |
| 次長  | 宜しく願いいたします。                                                                                                                                                             |
|     | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                             |
| 議長  | 議長14番（発言を求める。）                                                                                                                                                          |
| 14番 | 渡邊委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                          |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長<br>14番 | <p>整理番号7番についてですが、国道13号線と赤川のちょうど間ぐらいの斜面のところで、かなり耕作しづらかったと思われます。後継者がいなく、獣害により耕作を放棄し山林化しておりましたので、区域協議会では問題はないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p>                                                                                                                                            |
| 議長        | <p>〔「異議なし」の声〕</p> <p>それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長        | <p>〔「異議なし」の声〕</p> <p>異議なしと認め、議案第5号 現況確認証明願出について、整理番号1番から7番までの7件、原案のとおり決定いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長        | <p>次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 次長        | <p>議案書の12ページをご覧ください。議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、福島市長より農用地利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。</p> <p>一般分の利用権設定が90件、309,328㎡、所有権移転が14件、40,063㎡、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>まず利用権設定です。13ページ、区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。宜しくお願いたします。</p> <p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p> |
| 議長        | <p>議長3番（発言を求める。）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 3番        | <p>柴山委員（発言を許可する。）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長<br>3番  | <p>整理番号1番から3番までについて説明いたします。1番、2番は農業法人が、露地野菜栽培のための農地を借りる申請であります。貸付人は耕作できないことから、この申請は問題ないと判断いたしております。</p> <p>3番は、水田を耕作することで再設定となっており、今までの実績から問題なしと思われます。</p> <p>以上、整理番号1番から3番までの3件は、区域協議会では問題ないと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p>                                                       |
| 議長        | <p>〔「異議なし」の声〕</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長<br>次長  | <p>区域番号2番、整理番号4番から14ページ13番までの10件、詳細は「議案書」のとおりです。宜しくお願いたします。</p> <p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長        | <p>議長7番（発言を求める。）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 7番        | <p>山岸委員（発言を許可する。）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長<br>7番  | <p>整理番号4番から13番までについて説明いたします。整理番号4番については、再設定となります。借受人は以前から耕作しており、現在モモを栽培し、適正に耕作しています。整理番号5番は新規となります。貸付人は体調不良で遊休農地となっていたため、借受人がモ</p>                                                                                                                                                                                     |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>モを栽培していくということです。</p> <p>整理番号6番は新規となります。貸付人が体調不良で耕作できないので、借受人が耕作するというものです。借受人はモモ11町歩、労働力10人以上と大規模に耕作しています。整理番号7番は再設定となります。以前から耕作しており、引き続き耕作していくということです。整理番号8番は再設定となります。貸付人は10年以上前から高齢者施設に入居しており、借受人がモモを耕作していくということです。整理番号9番は再設定となります。借受人と貸付人は親戚で以前から耕作しており、継続して耕作していくということです。整理番号10番、11番、12番は再設定となります。借受人はリンゴを栽培しており、適正に耕作しております。整理番号13番は再設定となります。借受人は以前から耕作しており、引き続き耕作していくものと思います。区域協議会では問題なしと判断しましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> |
| 議長       | <p>〔「異議なし」の声〕</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長<br>次長 | <p>15ページ、区域番号3番、整理番号14番から16ページ20番までの7件、詳細は「議案書」とおりです。宜しくよろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 9番       | 議長9番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 9番       | 曳地委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長<br>9番 | <p>整理番号15番から18番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。</p> <p>議事を一時休議します。9番 曳地正人委員、一時退席願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長<br>9番 | <p>〔一時退席する〕</p> <p>それでは、議事を再開します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長       | <p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p> <p>議長8番（発言を求める。）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 8番       | 浪岡委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長<br>8番 | <p>整理番号14番から20番まで説明いたします。14番、17番、19番については再設定の部分で、これにつきましてはきれいに耕作されていますので、問題なしと判断しました。</p> <p>15番、16番、18番については新規になっていますが、中間管理機構から農業委員会の貸し借りに移行したもので、引き続き作っている部分ですので、問題なしと判断しております。20番については、荒井地区でかなりの面積を作っている方で、地域の中でも先頭に立って農業をおこなっている方です。すべての耕作地をきれいに作っている方で問題なしと判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p>                                                                                                                          |
| 議長       | <p>〔「異議なし」の声〕</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長<br>次長 | <p>16ページ、区域番号4番、整理番号21番から19ページ35番までの15件、詳細は「議案書」とおりです。宜しくよろしくお願いいたします。</p> <p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | 議長14番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 14番 | 渡邊委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長  | 整理番号21番から35番までの説明をいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 14番 | このうち再設定が8件、新規が7件となっております。再設定の8件につきましては適正に管理されて、問題ないものと区域協議会では判断いたしましたので一括報告いたします。それでは、整理番号21番について説明します。借受人は40代の若い方で、貸付人は高齢でできないということで今年度から設定されました。整理番号25番については、この方も以前から貸付人から借りていたそうですけども、今回、借受人が設定をして耕作をすることになりました。なお、借受人は飯坂地区でも指折りの農家でございますので、問題ないと判断しました。整理番号26番、27番、28番、31番についても、借受人が25番と同じで、問題はないものと判断いたしました。整理番号33番については、この方も飯坂で指折りの水稻栽培を行っており、問題なく耕作していくものと判断しております。以上です。只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 |
| 議長  | 〔「異議なし」の声〕<br>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議長  | 区域番号5番、整理番号36番から24ページ70番までと、72番及び25ページ73番                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 次長  | の計37件、詳細は「議案書」のとおりです。宜しく願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|     | 議長18番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 18番 | 柴田委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長  | 整理番号70番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 18番 | 第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|     | 議長17番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 17番 | 古閑委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長  | 整理番号73番については、私の同居の親族に関する案件ですので、農業委員会等に関する                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 17番 | 法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|     | 議事を一時休議します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長  | 18番 柴田委員、17番 古閑委員、一時退席願います。<br>〔一時退席する〕<br>それでは、議事を再開します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|     | 議長19番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 19番 | 武田委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長  | 整理番号36番から73番につきまして説明します。36番から39番、41番、43番、                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 19番 | 44番、46番から48番、54番から59番、72番、73番については、再設定となっておりますので、全く問題ないと思います。整理番号40番、42番、45番については、借受人が同じ人で農業をきちんと行っている方で問題ありません。借り受ける面積が増えたということでよろしく願います。整理番号70番については、借受人は田んぼを拡大している最中です。頑張ってもらいたいので、問題ないと思います。                                                                                                                                                                                                         |
|     | その他の新規案件は、同一の法人が以前借受人だったものですが、この法人は皆さまご存じかと思いますが、昨年倒産しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>今回の借受人は、ネギの苗を生産者に販売する法人であり、この倒産した法人にネギの苗を販売しており、倒産したことにより苗代が未回収の状態となっているとのことです。</p> <p>今回利用権を設定する農地には販売したネギの苗が植わっており、裁判所の指導もあり、今回利用権を設定することで、ネギを栽培・収穫し、その売却益を未回収の苗代の一部にあてるとのことです。</p> <p>このような事情があることから、設定期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日の一年間となっています。</p> <p>当区域協議会でもいろいろな意見はありましたが、遊休農地にならないために承認いたしましたので、ご審議お願いいたします。</p> <p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> |
| 議長  | 議長2番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 2番  | 佐藤委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | 今の説明ですと、ネギが植えてあるから少しでもお金にしようという一時的な問題に聞こえたのですが、申請していつまでやるのかという疑問があり、そこは大丈夫なのですか。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 2番  | 来年の3月31日までの契約になっているので、先のことはわからないのです。よろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | 議長19番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 19番 | 武田委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | 今のお話にお答えできるかどうかわかりませんが、私が借受人の社長からお伺いしている範囲では、1年間で何とかこのネギの収穫、出荷をし、負債をできるだけ抑えて1年間が過ぎるまでに農地を更地にして、貸付をしている地主に返すことで、事業は打ち切りになると聞いています。                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長  | このまま置いていたら大変なことになると思うので、区域協議会では承認としましたが、皆さんはどのようにお考えなのか意見をお伺いできればと思います。よろしくをお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|     | ひととおりの質問に関しては、よろしいでしょうか。引き続き松川の方で、更地になったら、次の担い手を探していただく方向で検討していただければと思います。よろしく願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|     | 議長10番。（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 10番 | 油井委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | こういうことを聞いては悪いと思うのですが、倒産した法人では障がい者を雇用していたと聞いていますがいかがでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 10番 | 議長19番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 19番 | 武田委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | 今おっしゃった通り、確かに障がい者の方も働いていました。でも、倒産という形になってしまい、今後どうするかという話は聞いていません。私たちは、農地についてどうするかという協議をしていましたので、そちらの方の話は出ませんでした。以上です。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長  | 他に何か補足ございますか。ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 次長  | 区域番号6番、整理番号74番から29ページ85番までの12件、詳細は「議案書」のとおりです。宜しく願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|     | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|     |                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | 議長21番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                    |
| 21番 | 半澤委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | 整理番号74番から85番についてご説明申し上げます。整理番号74番については再設定なので、問題なしと判断をしました。整理番号75番から77番は新規です。借受人は水稻を適正に耕作しておりますので、区域協議会では問題なしと判断をしました。整理番号78番、79番につきましても、借受人は適正に水稻を耕作しておりますので、区域協議会では問題なしと判断をしました。整理番号80番から85番は、再設定なので問題なしと判断しました。 |
| 21番 | 以上、ご審議よろしく申し上げます。<br>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                                    |
| 議長  | 〔「異議なし」の声〕<br>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 30ページ、区域番号7番、整理番号86番から91番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。宜しくをお願いいたします。                                                                                                                                                       |
| 次長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 議長24番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                    |
| 24番 | 玉根委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | 整理番号86番から91番については、再設定のため区域協議会では問題はないと判断いたしました。よろしくご審議お願いします。                                                                                                                                                      |
| 24番 | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | 〔「異議なし」の声〕<br>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 次に、31ページ、所有権移転です。区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。宜しくをお願いいたします。                                                                                                                                              |
| 次長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 議長3番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                     |
| 3番  | 柴山委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | 整理番号1番から3番までの3件について説明いたします。1番は自作地のハウス隣の農地を取得する案件であります。隣接した農地であり、集約されることで大変利便性が高くなると思っています。整理番号2番、3番は、法人が農地を取得する件です。ネギや花木を栽培して、従業員の年間雇用を目指すものです。以上、1番から3番まで区域協議会では問題ないと判断いたしましたので、皆様よろしくご審議をお願いいたします。              |
| 3番  | 区域協議会では承認をいたしました。よろしく申し上げます。<br>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                         |
| 議長  | 〔「異議なし」の声〕<br>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 32ページ、区域番号2番、整理番号4番から8番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。宜しくをお願いいたします。                                                                                                                                                         |
| 次長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 議長7番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                     |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7番        | 山岸委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長<br>7番  | 整理番号4番から8番までについて説明いたします。4番については、譲渡人は農業をしておらず農地を処分するということで、以前から耕作していた譲受人に所有権を移転するものです。5番については、譲渡人の夫が亡くなり農地を処分したいということで譲受人に相談した結果、所有権を移転することになりました。6番については、譲渡人が相続しましたが農業を行っていないので、以前から耕作していた譲受人に所有権を移転するものです。7番については、譲渡人が県外在住のため、長年耕作をしていた譲受人に所有権を移転するものです。8番については、譲渡人と譲受人は親戚で、譲受人は以前から耕作をしており、今回所有権移転するものです。4番から8番まで特に問題はないと判断しました。ご意見のほどよろしくお願いいたします。 |
|           | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長        | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|           | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長<br>次長  | 33ページ、区域番号4番、整理番号9番から14番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。宜しくよろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|           | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長<br>14番 | 議長14番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長<br>14番 | 渡邊委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|           | 整理番号9番から14番までの説明をいたします。9番、10番、11番については、譲受人はいずれも同じ方で、譲渡人は高齢により農業ができないということで、譲受人が受けることになりました。11番につきましては、譲受人の隣接地ということで今回の案件になったようです。12番につきましても、譲受人の畑の隣接園ということで、今回このような形になりました。13番につきましては、譲受人の隣接地ということで、このような契約になったものです。14番につきましては、譲受人は以前から借りて作っていたところ今回譲渡ということになりました。区域協議会では、9番から14番まで問題はないものと判断いたしましたので、ご協議よろしくお願いいたします。                                |
|           | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長        | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|           | それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をおはかりいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議長        | ご意見、ご異議ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|           | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長        | 異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|           | 9番 曳地正人委員、18番 柴田徳男委員、17番 古関恵子委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|           | （入室、着席する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|           | それでは、議事を再開します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長        | 次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 次長        | 議案書の34ページをご覧ください。議案第7号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。<br>35ページ、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。宜しく<br>お願いいたします。<br>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長 | 議長3番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 3番 | 柴山委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長 | 整理番号1番は、農地所有適格法人です。土地を借りて、露地野菜、特にネギ栽培を目的と<br>3番 して畑を借りる申請で、今までも1ヘクタール以上の面積でネギを栽培しております。以上、<br>問題はないと思われますので、よろしくご審議お願いいたします。<br>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長 | 〔「異議なし」の声〕<br>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長 | 区域番号2番、整理番号2番から36ページ11番までの10件、詳細は「議案書」及び別<br>次長 添「調査書」のとおりです。宜しくお願いいたします。<br>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長 | 議長7番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 7番 | 山岸委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長 | 整理番号2番から11番まで説明いたします。2番は新規案件ですが、JAからの移行とな<br>7番 ります。借受人は適正に管理しているので、問題なしと判断いたしました。3番は新規案件<br>です。貸付人は高齢のため栽培できず、借受人が使用貸借権を設定するものです。借受人は<br>新規就農ですが、貸付人のところで手伝っていたということもあり、就農を決めたそうです。<br>土地と農機具を貸付人が無償で貸してくれるとのことで、問題なしと判断いたしました。4<br>番はJAからの移行でございます。借受人は継続して耕作していくということで、問題なし<br>と判断いたしました。5番と8番は新規です。貸付人は高齢で借受人に作付してほしいとい<br>うことで苗が植えてあり、問題なく耕作しているので、問題なしと判断いたしました。6番<br>は更新です。借受人は以前から耕作しており、問題なしと判断いたしました。7番も更新で<br>す。借受人は以前から耕作していましたので問題なしと判断いたしました。9番、10番は、<br>貸付人が別々の人ですが、基盤整備された田んぼで1枚となっています。当初売却予定でし<br>たが、貸付人の意思を確認したところ、売却しないということになり、借受人が耕作するこ<br>とになりました。借受人は田んぼと果樹を耕作しており問題なしと判断いたしました。11<br>番は更新です。以前より借受人は耕作しており、問題なしと判断いたしました。以上ご審議<br>よろしくお願いいたします。<br>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 |
| 議長 | 〔「異議なし」の声〕<br>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長 | 区域番号3番、整理番号12番から17番までの6件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」<br>次長 のとおりです。宜しくお願いいたします。<br>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長 | 議長8番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8番  | 浪岡委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長  | 整理番号12番から17番までご説明いたします。12番、13番、14番は借受人が同じ                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 8番  | 人で新規就農になっていますが、実際には川俣で就農しており、田んぼもそこで1町歩くらいやっているそうです。メインは造園業だそうです。田沢の方にも5反歩ありまして、それでプラスして今回の借り受けの形になります。区域協議会としては、問題なしと判断しております。15番はこの地域では一番田んぼを作っている方で、前に借りていた方がうまく耕作できず、今回こちらの方が借り直して作るということで、引き受けてもらいました。16番、17番は土地の交換という形で、キュウリを作っている方が今まで作っていたところが使えないということで、17番の借主と交換して借りるということです。区域協議会としては問題ないと判断したので、ご審議のほどよろしくをお願いします。                        |
|     | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長  | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|     | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長  | 区域番号4番、整理番号18番から37ページ23番までの6件、詳細は「議案書」及び別                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 次長  | 添「調査書」のとおりです。宜しく願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|     | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長  | 議長14番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 14番 | 渡邊委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長  | 整理番号18番から23番までの説明をいたします。18番は借受人の耕作地の近くという                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 14番 | ことで借りることになりました。19番は借受人の父が以前、ここで作っていたそうで更新になっていますが、息子さんがここで行うということになりました。息子さんは新規就農となりますが、8年前から手伝って一緒にやっていたそうです。何ら問題ないものと区域協議会で判断いたしました。20番は貸付人が高齢になりできないということで、借受人が借りるということになりました。21番はJAからの移行ということで問題なく耕作しております。22番も貸付人が高齢になってできないということで、借受人が今回行うことになりました。23番は借受人が耕作している田んぼの隣接地で、小さな面積ですが、今回から借受人が借りて行うということで、区域協議会では問題ないものと判断いたしましたので、ご審議よろしく願いいたします。 |
|     | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長  | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|     | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長  | 区域番号5番、整理番号24番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。宜しく願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 次長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長  | 議長19番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 19番 | 武田委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長  | 農地は田んぼですけれども、非常に水の条件が良くないところです。阿武隈川から上げた水                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 19番 | を買い取って、その水で田んぼを作っているような場所です。区域協議会でも、何でこんなところを借りたのかという話がありましたが、水の買い取り料金は地主が払うということを条件に、耕作することにしたそうです。皆さんよろしくご審議をお願いします                                                                                                                                                                                                                                 |

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

議長 区域番号6番、整理番号25番から27番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。

次長 宜しく願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 議長21番（発言を求める。）

21番 半澤委員（発言を許可する。）

議長 整理番号25番から27番についてご説明申し上げます。25番につきましては、借受人は稲作を適正に耕作しており、区域協議会としては問題なしと判断をしました。26番につきましては、借受人は農地の対面に勤務地がありまして、農業に対する意欲もあり、区域協議会では問題なしと判断をしました。27番につきましては、借受人は花卉を適正に耕作しており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくご審議をお願いします。

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

議長 区域番号7番、整理番号28番から41ページ44番までの17件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。宜しく願いいたします。

次長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 議長24番（発言を求める。）

24番 玉根委員（発言を許可する。）

議長 整理番号28番から44番について説明いたします。28番については、新規で小菊栽培で何ら問題はないと判断いたしました。29番は新規設定ですが、ワイン用のぶどうの栽培で問題なしと判断しました。30番、31番は新規設定のコメ作りで、問題なしと判断いたしました。32番は原発事故による避難者ですが、これまでも野菜作りを行っていますので問題はないと判断いたしました。33番から40番、43番については牧草栽培で問題ないと判断いたします。41番、42番は再設定であり、問題はないと判断いたしました。44番は新規設定で小菊栽培を行いたいということで、問題はないと判断いたしました。よろしくご審議をお願いします。

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 異議なしと認め、議案第7号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、原案のとおり決定いたします。次に、報告を事務局よりお願いします。

議長 議案書42ページ、報告第1号から57ページ報告第6号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。

次長 これで本日の議事を全て終了いたします。

議長 慎重審議ありがとうございました。

これで、第21回総会を終了いたします。

(午後3時25分)

令和7年3月18日

これは、福島市農業委員会第21回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人11番 菅野 秀夫

議事録署名人23番 佐藤 裕一